証明書発行申請書

【送付先】

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継・年金担当 あて

※ 被扶養者のみの申請書の場合はこちら

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 あて

申請日 │ 令和 年 月 日
・ 申請日 一

組合員番号 (=社員番号8桁)							生年月	目	□ 昭和 □ 平成	年		月	日
組合員氏名	(フリカ・ナ)						平日星連絡	是間 先	TEL	()		
組合員住所	(〒	— 者 序) 3 道 5 県										
証明書名科	7						内 容	記り	人欄				
□ 組合員		□組	人本員	のみ(:	元組名	う員も	<u></u> 合む)		□ 国民健康	ま保険にカ	በኢቴ	るため	

証明書名称	内	容	記入欄					
□ 組合員 資格喪失証明書	□ 組合員本人のみ(元組合員も含む)	使	□ 国民健康保険に加入するため				
□ 被扶養者	【退職年月日】 □ 平成 年 月 □ 令和	В	用	□ 国民年金に加入するため □ 配偶者又は子の被扶養者と				
資格喪失証明書 	被扶養者であった方で必要な方		目	なるための申請に使用するため				
│ □ 任意継続組合員 資格喪失証明書	氏 名 紡	柄	的	□ 国民年金第3号被保険者の 手続に使用するため				
具份技术证明者			※ そ の	□ 年金請求手続に使用する				
□ 組合員 期間証明書			他の場合	□ その他				
7771-771-77		\dashv	合 は ()					
□ 被扶養者 認定期間証明書		4	内 に 記					
			J.					
	(証明書の名称)	(-	使用目的	为)				
□ その他証明書								
				※ 指定の用紙があれば添付してください。				

	(〒	_)		
組合員住所以外に 送付する場合		都道府原			

【注意事項】

- 1 該当する口にレ印を記入してください。
- 2 「組合員資格喪失証明書」「被扶養者資格喪失証明書」は、資格喪失日以降の発行となります。なお、退職日以前に提出する際には、退職日の確認できる書類(辞令等)を添付してください。
- 3 任意継続掛金払込の証明は、その他証明書の口にレ印を記入してください。

			1	2		
処理欄 共済組合		—			hn.	
理点	受 付	審査			処理	
欄台	11)	笡			理	
				!		
				1		

(日本郵政共済組合)

証明書発行申請書

記入例

【送付先】

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継・年金担当 あて

※ 被扶養者のみの申請書の場合はこちら

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 あて

申請日 令和 5年 6月 10

組合員番号	0	1	2	3	4	5	6	7	生年月日	□ 昭和 ☑ 平成	5年	5月	10日
組合員氏名	(フリカ・	-	井	·		郎			平日昼間 連絡先	TEL 012 (345)45	567	
組合員住所	(〒12 埼		456 都 病 児		さいた	きます	中,	央区	新都心12 - 3	4 - 56 - 7	89		

	証明書名称			内 容	記入欄				
Ø	組合員 資格喪失証明書		□ 組合員本人のみ(元組合員も	含む)	使	☑ 国民健康保険に加入するため			
	共旧及八皿 勿言		【退職年月日】		用	□ 国民年金に加入するため			
	被扶養者		□ 平成 ☑ 令和 5年 5月	31⊨		□ 配偶者又は子の被扶養者と			
	資格喪失証明書		被扶養者であった方で必要な	方	目	なるための申請に使用するため			
	任意継続組合員	\	氏 名	続柄	的	□ 国民年金第3号被保険者の 手続に使用するため			
	資格喪失証明書				※ そ の 他	□ 年金請求手続に使用する			
	組合員				他の場	□ その他			
	期間証明書	- S E	目合員の資格喪失に伴い、		合は()				
	被扶養者	同	間目員の負債及人に呼る。 同時に資格喪失される被扶養者がいる場合に 組合員資格喪失証明書川において一緒に証明		内				
	認定期間証明書	' '	祖口貝貝竹女大証明書」において一相に証	かられまり。	記入				
			(証明書の名称)		(使用目的	勺)			
	その他証明書								
						※ 指定の用紙があれば添付してください。			

組合員住所以外に送付する場合

 $(\pm 567 - 1234)$

埼玉 舞 篇 さいたま市中央区桜丘9-8-7

【注意事項】

- 1 該当する口にレ印を記入してください。
- 2 「組合員資格喪失証明書」「被扶養者資格喪失証明書」は、資格喪失日以降の発行となります。 なお、退職日以前に提出する際には、退職日の確認できる書類(辞令等)を添付してください。
- 3 任意継続掛金払込の証明は、その他証明書の口にレ印を記入してください。

(日本郵政共済組合)

証明書発行申請書

代筆者用

【送付先】

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継・年金担当 あて

※ 被扶養者のみの申請書の場合はこちら 〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 申請日 令和 年 月 日 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 あて 組合員番号 □ 昭和 生年月日 年 月 日 (=社員番号8桁) 口 平成 (フリカ゛ナ) 申請者 組合員氏名 平日昼間 TFI () 連絡先 (**T** 申請者住所 道 (証明書送付先) (フリガナ) 代筆する理由 代筆者氏名 組合員との関係(証明書名称 内容 記入欄 □ 組合員本人のみ(元組合員も含む) □ 国民健康保険に加入するため □ 組合員 使 資格喪失証明書 【退職年月日】 □ 国民年金に加入するため 用 口 平成 年 月 В □ 令和 □ 配偶者又は子の被扶養者と □ 被扶養者 なるための申請に使用するため 目 資格喪失証明書 被扶養者であった方で必要な方 □ 国民年金第3号被保険者の 的 氏 続柄 名 手続に使用するため □ 任意継続組合員 資格喪失証明書 ※その他の場合は □ 年金請求手続に使用する □ その他 □ 組合員 期間証明書 内に配 □ 被扶養者 認定期間証明書 (使用目的) (証明書の名称) □ その他証明書 ※ 指定の用紙があれば添付してください。 【注意事項】 1 該当する口にレ印を記入してください。

- 2 「組合員資格喪失証明書」「被扶養者資格喪失証明書」は、資格喪失日以降の発行となります。 なお、退職日以前に提出する際には、退職日の確認できる書類(辞令等)を添付してください。
- 3 任意継続掛金払込の証明は、その他証明書の口にレ印を記入してください。

. #			1	2		
処理欄 共済組合	受	審		i !	<u>処</u> 理	
塩組	付	査			理	
一合						

(日本郵政共済組合)

証明書発行申請書

申請日

代筆者用

【送付先】

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継・年金担当 あて

※ 被扶養者のみの申請書の場合はこちら

〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 あて

記入例

5年

6月

令和

10日

組合員番号 (=社員番号8桁)	0	1	2	3	4	5	6	7	生年月	月日	□ 昭和 ☑ 平成 5年 5月 10日			
組合員氏名	-)	共済 太郎 平							情者 昼間 TEL 012(345)4567 各先					
申請者住所 (証明書送付先)	3 - 玉	456 都 湖 府 場	į,			中	央区	新都心]	12 - 3	34-56-789				
<u>代筆者氏名</u>	-)	•	zイ 政 員との		子元	妻)	代筆する	<u>る理由</u>	元夫の所在が分からず、元夫から発行を 依頼してもらうことが不可能であるため				
証明書名和	尓								内 容	記力	入 欄			
□組合員		1組	合員ス	-			う員も	(含む)	使	☑ 国民健康保険に加入するため				
資格喪失証明書								ロ 国民年金に加入するため						
☑ 被扶養者		☑ 令和				5年 5月		31⊨		□配偶者又は子の被扶養者と				
資格喪失証明書			被扶養者であった方で必要な						方	目	なるための申請に使用するため			
┃ ┃□ 任意継続組合.				,	氏	名			続柄	的	□ 国民年金第3号被保険者の 手続に使用するため			
資格喪失証明			郵政 花子					元妻	※ そ の	□ 年金請求手続に使用する				
□ 組合員 期間証明書				郵正	文	ゆう	太		子	他の場合は	口その他			
	·····									s () 内に				
│□ 被扶養者 │ 認定期間証明: │									に 記 入					
	(1	(証明書の名称)						<u> </u>	(使用目的	的)				
□ その他証明書														
										※ 指定の用紙があれば添付してください。				

【注意事項】

- 1 該当する口にレ印を記入してください。
- 2 「組合員資格喪失証明書」「被扶養者資格喪失証明書」は、資格喪失日以降の発行となります。なお、退職日以前に提出する際には、退職日の確認できる書類(辞令等)を添付してください。
- 3 任意継続掛金払込の証明は、その他証明書の口にレ印を記入してください。